

〈参考日本語訳〉 IUU Fishing Action Alliance Pledge (IUU-AA 共同誓約書)

IUU Fishing Action Alliance (IUU-AA)に参加する者は、以下の共通認識のもとにある。

1. 生物多様性の 8 割が存在し、何十億人もの人々の食料安全保障と暮らしの基盤となっている海洋は、地球上の生命にとって重要不可欠な役割を果たしている。
2. 健全な海洋、レジリエンスのある沿岸域コミュニティ、ならびに食料安全保障にとって、「国連海洋法条約」や「国連公海漁業協定」に沿った国家間協力、また、適切な管理とモニタリングを受けた漁業が不可欠な要素である。
3. 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業は、漁業管理のための取り組みを弱体化し、貿易を歪めており、これにより海洋生態系、沿岸域コミュニティ、世界の食料供給を脅威にさらしている。
4. 気候変動がこうした海洋への負荷を悪化させるとともに、生物多様性やさまざまな生息域の喪失、海洋の酸性化および貧酸素化、資源獲得競争の激化などを通じて、海洋の健全性に壊滅的な影響を与えているという懸念がある。
5. IUU 漁業の問題は、海洋安全保障上の深刻な課題(強制労働、違法物品の取引、犯罪行為、世界の法の支配に対する侵害など)と相互に絡み合っている場合がある。
6. IUU 漁業とこれに関連する海洋の課題との闘いに対応するための主要な国際協定について、世界全体でサポートおよび履行していくことが極めて重要である。
7. 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 14.4 および 14.6、さらには国連食糧農業機関 (FAO) が 2001 年に策定した「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画」などを通じて、各国が IUU 漁業撲滅の重要性を認識してきている。
8. 政府機関を横断し、沿岸国、旗国、寄港国、市場国同士をつなぎ、NGO、市民社会および民間セクターと協力するようなパートナーシップや協調が、IUU 漁業との闘いを支援できる。
9. データ共有と透明性は、悪事に手を染めている者を白日の下にさらすとともに、違法な活動を特定および阻止するための力を各国政府や利害関係者に与えるという形で、IUU 漁業との闘いにおける重要な役割を果たす。また、技術の進歩は、強力な MCS および法規制執行力を支えることができる。

上記の共通認識のもと、IUU-AA に参加する者は、個別に、あるいは相互協力によって、以下の方法により、IUU 漁業の防止、阻止および撲滅に向けた積極的措置をとることに全力を尽くすものとする。

1. 自国が加盟している「地域漁業管理機関 (RFMO)」などを通じ、世界のすべての海における漁業の

適切な規制と持続可能な管理をサポートする。

2. すべての旗国に対し、「①自国管轄水域外で操業する者に関する記録を適切な手段によって保持し公開するなど、操業海域がどこであれ、自国船籍の漁船を効果的に監視および規制すること」、「②沿岸国や寄港国と協力し、すべての漁業を持続可能な形で管理することを支援するとともに、違法行為の発生頻度を抑えること」を促す。
3. 透明性および技術の改善、包括的な漁業 MCS を支える共同での法規制執行のための取り組みなどによって、既存の IUU 漁業対策の取り組みを拡大するよう、国際的な漁業機関、多国間機関および各国に働きかける。
4. 「FAO の違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA)」など、IUU 漁業を撲滅するための主要な国際協定や枠組みを実行するとともに、これらに対する支持を拡大する。
5. 2022 年 6 月 17 日の第 12 回 WTO 閣僚会議において合意された「漁業補助金協定」を、有害な漁業補助金に歯止めをかける第一歩として歓迎する。
6. 「FAO の転載に関する自主的ガイドライン」が採択された際には、これに則った国レベルおよび多国間での措置を採択することなどにより、洋上転載に関する規制を強化する。
7. 旗国が自国船籍の漁船による漁業の透明性を確保するためのイニシアチブとして、「FAO のグローバルレコード」、また、PSMA 第 16 条 2 項に基づく「Global Information Exchange System」を全面的に活用する。
8. 情報共有に加えて、異なる方法や形で得られたデータの互換性を向上することで、より強力な国際連携やデータ共有の取り組みを世界中で可能にする。
9. 水産物のサプライチェーン全体で透明性およびトレーサビリティを実証し、推進することで、市場ベースのツールや輸入管理のためのツールを可能にし、IUU 漁業を実施する者たちへの収益の流れを断つ。
10. 特に途上国において、官民連携、PSMA 第 6 部に基づく FAO の「Global Capacity Development Program」および「Assistance Fund」、また、漁業に関する法執行能力の強化に特化した人材育成を実施する各種イニシアチブなどを活用し、漁業 MCS を強化する技術と能力開発を支援する取り組みについて、歓迎および促進する。
11. 水産物のサプライチェーンにおける労働者虐待をはじめ、IUU 漁業に関連した有害な漁業活動についてのデータ収集を改善する。また、強制労働、危険な労働環境など、漁業水産業界における労働者虐待の発生について、より適切に確認し対処できるよう連携を強化する。
12. 国際海事機関 (IMO) の「漁船の安全のためのケーブタウン協定」や国際労働機関 (ILO) の「漁業労働条約」をはじめ、相互に絡み合った海洋の問題に対応するための国際的な法制度などの実行を

前進させる。

13. とりわけ成果を出している途上国と NGO などの非政府パートナーとの間の連携的な手法など、IUU 漁業を阻止するための協力を通じた既存の取り組みを認め、支援する。
14. ハイレベルな国際的議論の場、また、IUU 漁業を撲滅するために追加的な手段をとることが求められている国との大臣級およびその他のハイレベルな二国間会合において、IUU 漁業を話題に挙げる。
15. 他の国や組織にも本誓約書に署名し IUU-AA に参加することを要請する。

以上

※この日本語訳は、IUUフォーラムジャパンが非公式に作成したものです。公式な共同誓約書は、英語、フランス語、スペイン語およびポルトガル語で発行されています。